

# 「高知県共聴施設整備等事業の概要」

高知県総務部情報政策課 R2.1.1

## 1 事業の目的

地理的、地形的な条件により家庭のアンテナでは地上デジタル放送を良好に受信できない地域（以下「難視聴地域」という。）において、地上デジタル放送を共同で受信するための施設（以下「共聴施設」という。）の整備若しくは改修を市町村が行う場合、又は住民の自治組織が行う整備若しくは改修に市町村が補助する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。

## 2 事業の種類

### （1）有線共聴施設整備事業

- ①老朽化のため既存の有線共聴施設が更新時期にきており、当該有線共聴施設を更新する事業
- ②難視聴地域において、有線共聴施設を新設する難視聴対策事業

### （2）無線共聴施設整備事業

- ①老朽化のため既存の有線共聴施設が更新時期にきており、無線共聴施設を新たに整備する事業
- ②難視聴地域において、無線共聴施設を新設する難視聴対策事業

## 3 留意事項

- ・施設設置の届出、整備方法の相談や見積りに関することなどについては、NHK をできる限り活用すること。
- ・高知県テレビ難視聴対策事業（平成6年度～平成18年度）、高知県共聴施設デジタル化支援事業（平成19年度～平成26年度）及び高知県共聴施設整備等事業（平成27年度～）で整備した施設は、原則、対象外。
- ・2の（1）の②及び（2）の②の難視聴対策事業による新設は、受益戸数が5戸以上の場合に対象。（それ以外の事業は2戸以上。）
- ・自治体が保有する公共施設は対象としない。ただし、公民館など自治体が保有する公共施設の管理者等の受信設備（自治体以外の保有）については対象とする。

## (1) 有線共聴施設整備事業

### 事業主体

市町村、住民の自治組織（共聴組合）

### 補助対象事業

- (1) 老朽化更新（受益戸数2戸以上）・・・自主共聴、市町村共聴、NHK共聴
- (2) 難視聴対策による新設（受益戸数5戸以上）・・・自主共聴、市町村共聴

### 対象事業費と負担割合イメージ

- (1) 老朽化更新

県補助対象経費＝老朽化更新費－28,000×受益戸数

（受益者負担基準額）

@28,000	市町村 1/2	県 1/2
---------	---------	-------

- (2) 難視聴対策による新設

県補助対象経費＝総事業費－35,000×受益戸数

（受益者負担基準額）

@35,000	市町村 1/2	県 1/2
---------	---------	-------

### 補助率

1/2 以内

### 留意事項

- ・本整備に伴い不要となる旧設備の撤去費用については、原則、対象外。ただし、既存の設備等を撤去しなければ機器等を設置できない場合等、改修工事を実施するために直接必要とするものに限り対象とする。
- ・NHK共聴について、「NHK受信設備」と「幹線設備」はNHKが所有、維持管理。「民放受信設備」、「衛星放送受信装置」、「引込線」は組合が所有、維持管理。
- ・NHK共聴の改修は、NHKが主体となって実施するが、組合員の費用負担が28千円/世帯を超える場合には、県が補助する。（ただし、衛星放送受信装置は県補助対象外。）

## (2) 無線共聴施設整備事業

### 事業主体

市町村、住民の自治組織（共聴組合）

### 補助対象事業

- (1) 有線共聴の老朽化更新による新設（受益戸数2戸以上）・・・自主共聴、市町村共聴
- (2) 難視聴対策による新設（受益戸数5戸以上）・・・・・・・・自主共聴、市町村共聴

### 負担割合イメージ



### 受益者負担基準額

なし

（無線共聴の場合は、各戸で受信のアンテナを設置する等の費用が発生するため、受益者負担を定めない）

### 補助率

1/2 以内

### 留意事項

各戸のアンテナ整備は、対象事業に含まれないため、各受益者が個別に対応。